社会福祉法人聖母会 横浜市原宿地域ケアプラザ 横浜市通所介護相当サービス事業所重要事項説明書

1 運営法人の概要

名称	在云曲仙仏八 室母云			
代 表 者 名				
法人本部所在地	〒161-0032 東京都新宿区中落合2丁目5番1号			
連 絡 先	TEL 03-3954-5061 FAX 03-5996-6810			
	指定介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期			
	入所生活介護、指定居宅介護支援、指定通常規模型通所介護、			
実施事業の概要	介護予防・第1号通所事業(横浜市通所介護・訪問介護相当サービス)、			
	指定認知症対応型通所介護、指定訪問介護事業、高齢者食事サービス、			
	地域包括支援センター、保育施設、総合病院、児童養護施設 等			

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人聖母会 横浜市原宿地域ケアプラザ 横浜市通所介護相当サービス			
所在地連絡先	〒245-0063 横浜市戸塚区原宿4丁目36番1号			
連絡先	TEL 0 4 5 - 8 5 4 - 2 2 9 1 FAX 0 4 5 - 8 5 4 - 2 2 9 9			
事業所指定番号	横浜市1471000123			
管 理 者	内野真裕美			
事業実施地域	戸塚区(戸塚町、汲沢町、深谷町、原宿、俣野町、東俣野町、影取町、 小雀町、)・栄区(飯島町、田谷町、笠間)			
利 用 定 員	3 5 名(指定通常規模型通所介護を含む)			
第三者評価の実施状況	あり (年 月 日 実施) ・ なし			

3 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 要支援状態となった方を対象に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 横浜市通所介護相当サービス計画の作成にあたっては、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携のもと、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との密接な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要支援状態の軽減もしくは悪化
- ④ 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。

- ア 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- イ 同一法人の施設内研修 年10回以上

4 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	指定基準
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名
	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じると共に、	
生活相談員	利用の申し込みに係る調整や通所介護サービス計画の作成を	1名以上
	行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	
	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的	
看護職員	な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対	1名以上
	し、介護方法の指導等を行います。	
	介護職員は、入浴,排せつ、食事等の介護等を行うとともに、	
介 護 職 員	施設への送迎を行います。	6名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、通所介護における機能訓練プログラムを	1名以上
1双形	作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	

業務日及び業務時間

	- //4//4 1 / //4 4 //4 /									
ı	業	務	日			業	務	時	間	
	原則として横浜市通	所介護相当サ	ービスは月曜日か	6	午前	8時30	分から午	後5時3	0分まで。	
	土曜日まで行います	。 (いずれも	兄祭日を含みます]		ただ	し、横	浜市通所の	介護相当	サービスの	
	ただし、12月29	日から1月3	日までを除きます。	,	是供時間は、	午前 1	0時30	分から午	※後3時までです	- 0

サービス内容

- ① 横浜市通所介護相当サービス利用申込受付 横浜市通所介護相当サービス利用申込受付後、利用者及び家族に対し、 調査訪問又は面接や聞き取り 調査を行い適切な健康管理と介護サービスが提供されるよう、充分な情報収集を行います。
- 横浜市通所介護相当サービス計画書の作成 横浜市通所介護相当サービス計画に基づいたサービスを提供し、利用者及び その家族ができる限り 自宅での生活が継続できるよう、自立的な視点からサービスを提供し支援します。
- 生活指導(相談援助等) 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等的確な把握に努め、利用者又は その家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- ④ 機能訓練(日常動作訓練) 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、 又はその減退を防止するための援助を行います。
- 介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等) 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、移動介助や排泄の介助、 見守り等を行います。
- 介護方法の指導 介護方法は、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、 適切な技術をもって指導します。
- 健康状態の確認

食事

- (1) 事業所の看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な 措置をとります。
- (2) 事業所の看護師は、その行った健康管理に関し、利用者の看護記録に必要な事項を記載します。
- 事業所は、利用者の健康状態を確認し入浴を提供します。
- 食事は、調理職員の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
 - 送迎 利用者又はその家族等での送迎が困難な場合は、2 事業所の概要(事業実施地域)の範囲の送迎を 行います。
- ① 運動機能向上訓練 自立支援のため、個別に計画された運動機能の向上のための訓練を行います。

7 利用料金、その他の費用の額

- ① 横浜市通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該横浜市通所介護相当サービスが法定代理人受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額を徴収します。
 - 《別紙1:社会福祉法人聖母会横浜市原宿地域ケアプラザ横浜市通所介護相当サービス事業所説明書》
- ② 食事の提供については、実費相当額を徴収します。おやつ代は事業者負担とし徴収しません。 《別紙1:社会福祉法人聖母会横浜市原宿地域ケアプラザ横浜市通所介護相当サービス事業所説明書》
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けます。
- ④ 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付します。
- ⑤ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。
- ⑥ 通常の事業の実施地域を越えて行う横浜市通所介護相当サービス事業に要した交通費は徴収しません。

8 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	0 4 5 - 8 5 4 - 2 2 9 1
FAX番号	$0\ 4\ 5-8\ 5\ 4-2\ 2\ 9\ 9$
苦情処理責任者	所長 葛西 範佳

※公的機関においても次の機関において相談、苦情等の問い合わせが出来ます。

横浜市健康福祉局介護事業指導課電話番号 045-671-3413 FAX番号 045-681-7789

戸塚区役所高齢・障害支援課(介護保険担当) 電話番号 045-866-8452 FAX番号 045-881-1755

神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課電話番号 045-329-3445

栄区役所高齢・障害支援課(介護保険担当) 電話番号 045-894-8547 FAX番号 045-893-3083

横浜市福祉調整委員会事務局 電話番号 045-671-4045 FAX番号 045-681-5457 かながわ福祉サービス運営適正化委員会 電話番号 045-311-8861 FAX番号 045-312-6302 メール tekisei@knsyk.jp

9 身体拘束の禁止

- ① 事業所は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。 但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この 限りではありません。
- ② 前項の但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業所は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書の書面に記録します。

10 急変時及び緊急時等における対応方法

- ① 事業所は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- ② 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに 行います。

11 事故発生時の対応

- ① 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- ③ 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 感染症の対応

事業所は、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速に適切な対応を図ります。

13 衛生管理

- ① 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備します。利用者の使用する施設、食器 その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の必要な措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の発生、及び、まん延防止するための対策を検討します。 委員会(テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ・事業において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施 します。

14 秘密の保持

- ① 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由が有る場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らしません。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

15 個人情報の取り扱い

- ① 事業所は、保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めます。
- ② 事業所は文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、医師、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

16 非常災害対策

事業所は、サービス提供時間中の非常災害に備え、防災計画作成するとともに、防災マニュアルに基づき避難訓練等を実施します。

17 サービス提供にあたっての留意事項

- ① 健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等の指定する値より高い場合は、入浴サービスの提供を中止することがあります。
- ② 飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず途中でサービス提供を中止いたします。
- ③ 危険物等の持ち込みは禁止いたします。
- ④ 必要に応じて、刃物類(ハサミ、果物ナイフ等)の持ち込みについては職員にご相談ください。
- ⑤ 利用者及びその家族等は、利用に際して予め、利用者についての主治医の連絡先及び緊急連絡先 を事業所に届け出ていただきます。ただし連絡先がいない利用者は除きます。
- ⑥ 利用者及びその家族等は、他の利用者との金品等の賃借を禁止いたします。
- ⑦ 事業所(建物)内において、建築物、設備、備品を傷つけ又は破損させるような行為は禁止いたします。
- ⑧ 事業所が利用者に対して利用不適応と判断した場合は、速やかに利用を中止させていただく場合があります。

18 虐待の防止

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとします。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(1) 主治医 病 院	診療科	担当医
住 所 〒□□□		電話 ()
(2)緊急連絡先 氏 名		続 柄
住 所 〒□□□-	-□□□□ 電話 () 携帯 ()
		令和 年 月 日
【説明確認欄】 サ	ービス契約の締結にあたり、上記により重	i要事項を説明しました。
事業所 名称	社会福祉法人 聖 母 会 横浜市原宿却	地域ケアプラザ
	横浜市通所介護相当サービス事業	
	代表者 理事長 塩塚 俊子 印	
	説明者	
	——————————————————————————————————————	即
契約の締結にあたり	、重要事項説明書についての説明を受け、	内容に同意し、交付を受けました。
利用者		
	住 所	
	名 前	印
	電 話 ()	
代理人(家族もしく	は、代理人)	
	住 所	
	氏 名	印
	続柄(利用者との関係)	